

◎新潟県告示第1444号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年11月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1－（2，3－ジヒドロベンゾフラン－5－イル）－N－メチルプロパン－2－アミン（通称名：5－M A P D B）及びその塩類
- (2) [1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－イル]（ナフタレン－1－イル）メタノン（通称名：F U B － J W H － 0 1 8）及びその塩類
- (3) N－（4－フルオロフェニル）－N－[1－（2－フェネチル）ピペリジン－4－イル]ブタナミド（通称名：p－f l u o r o b u t y r y l f e n t a n y l）及びその塩類
- (4) N－（1－アミノ－3－メチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－（2－フルオロベンジル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：A B － F U B I N A C A 2－f l u o r o b e n z y l i s o m e r）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年11月26日